平成２１年（フ）第２００号
福島県いわき市錦町江栗３丁目106番地の２
恵来利ハイツＢ－１
債務者　兼子のぶ子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２１８号
福島県いわき市小島町１丁目１番地の７　加登屋サンハイツ１号館311
債務者　大谷　文二
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３５５号
長野市大字小柴見373番地１すずらん荘１Ｆ
債務者　江本　美樹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―516号、前住所兵庫県西宮市東山台２丁目33番地１－311号
債務者　松田　　聡
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３３０号
徳島県阿波市阿波町北岡87番地１
債務者　神木　章治
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３１号
徳島県阿波市阿波町北岡87番地１
債務者　神木　孝江
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６１号
徳島市上助任町天神425番地３
債務者　中田　洋司
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１９号
埼玉県深谷市蓮沼423番地
破産者　株式会社浦野工務店
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７号
埼玉県深谷市東方3349番地２
破産者　医療法人社団栄央会
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８０５９号
東京都豊島区巣鴨３丁目15―２
破産者　五十嵐秀幸
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３１７号
愛知県春日井市上条町９丁目172番地１、開始決定時の住所愛知県春日井市東野町10丁目７－３
破産者　札　貴代子
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市家島町坊勢702番地の５
破産者　有限会社隆勝
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市白国１丁目９―６―３
破産者　有限会社ミスティ・ブルー
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２４７３号
札幌市清田区真栄４条３丁目４番16号
破産者　有限会社サッポロ自然農園
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３２号
札幌市白石区栄通13丁目１番32号
破産者　株式会社東央
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４０１号
群馬県高崎市問屋町２丁目７番地８高崎商工会議所ビル３Ｆ
破産者　株式会社グロース
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２２２号
群馬県高崎市筑縄町50番地５
破産者　有限会社ウッディーズ
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４１号
群馬県高崎市緑町３丁目３番地４
破産者　有限会社パステルージュ・ジャパン
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６７号
千葉県茂原市押日1215番地68
破産者　千葉データ通信株式会社
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
千葉県茂原市上林158番地１ダイアパレス茂原401号
破産者　久我　　康
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係